

VISA - 変更許可申請

現在の在留資格を変更する場合には《在留資格変更許可申請》を行います。
例えば留学生が日本の企業に就職する際には就労が認められるいずれかのビザに変更する必要があります。留学生の場合であれば《人文知識・国際業務》のビザや《技術》といった在留資格に変更することが考えられます。また何らかのビザをお持ちで既に就労されている方が、日本人と結婚された場合には《日本人の配偶者等》というビザを申請しますが、これも資格の変更にあたります。

この他にも 《日本人の配偶者等》 → 《永住》、《永住》 → 《帰化》 など様々なケースが考えられます。

一方で転職の際に職務内容が同じであれば変更許可の申請が不要な場合もあります。

いずれの場合でも変更をお考えの方は**お早め**に準備されることをお勧め致します

どうぞお気軽にご相談ください。

当事務所代表はカナダ語学留学、ワーキングホリデー、アメリカ駐在など豊富な海外滞在を経験しているため、旅行に関することや、現地での長期生活について。語学やビジネスに関する不安など、様々なご相談に応じております。ご出発前に少しでも気持ちの負担が軽減できたらうれしいです。